

2004 夏

# 油濁基金 だより

No. 76





## 鹿児島県 南種子町漁業協同組合 種子島地区

平成 15 年 6 月 26 日、鹿児島県種子島 西海岸の幅 1 m、長さ 30km に亘り軟らかい油が漂着しました。漁協組合員等 107 名が清掃作業を行い綺麗な浜を取り戻しました。

# 目 次

## 記 事

伊豆大島における自動車運搬船座礁事故に係わる報告書 .....	1
独立行政法人海上災害防止センターについて .....	3
油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律 .....	6
座礁船対策に係る国の支援制度 .....	10
平成 16 年度漁場環境保全対策関係予算の概要 .....	11
海洋汚染の現状とその防止対策 .....	15

## 基金からのお知らせ

油濁基金の平成 15 年度事業の概要 .....	24
中央漁場油濁被害等認定審査会の動き .....	26
平成 15 年度原因者不明漁場油濁被害発生状況一覧 .....	28
労務費及び漁船用船費について .....	29
官庁等人事異動 .....	29
なるほど油防除資機材!! .....	30
油防除ビデオ・マニュアルのご紹介 .....	33
事務所移転のご案内 .....	34

## 編集後記

# 伊豆大島における自動車運搬船座礁事故に係わる報告書

伊豆大島漁業協同組合 参事 山口 健

## 1 事故及び油流出の経過

平成14年10月1日(水)19時、バハマ国籍の自動車運搬船「ファルヨーロッパ(以下、H号)」(56,835トン)が、大島町南部地区ゼンダナ磯に乗り上げました(乗組員24人、翌2日、全員無事救助)。尚、大島近海は台風21号(気圧950ヘクトパスカル、最大風速65ノット)の暴風雨圏でありました。

座礁船体からは燃料油(1,300kl)のC重油の一部(100~200kl)が流出し、広範囲に流れ出しました。

・10月5日~11月13日

船内に残っている燃料油の抜き取り作業を開始したものの荒天のため作業が長びき11月13日まで同作業を継続しました。一方、オイルフェンス及びオイルスキミングネットの展張等、被害拡大防止作業を併せて行いました。

しかしながら、11月26日午前5時30分頃、船内で火災が発生し、燃料の重油を流出しながら炎上しました。そのため積載していた自動車3,885台もほぼ全焼し、エンジンオイル並びにラジエーター液も流出しました。

座礁船の概要(自動車運搬船)

船籍：バハマ 所有者：ノルウェー  
長さ：200m 高さ：40m 幅：32m  
重さ：56,835t 積荷：車3,885台  
燃料：C重油…1,300kl A重油…200kl

## 2 漁業関係者の対応

東京都漁連を介し全漁連及び同顧問成田弁護士に今後の対応について要請しました。

重油は10月1日座礁事故当日、かなりの量が流れ出し、台風の影響から海岸線の奥まで打ち上げられました。また、流出油は島の半分におよび、特に南部の波浮港付近に集中しました。

漁協としては町の対策本部とは別に組合長を中心に参事、船主会長、採介業者の代表、船主代理人及び海上災害防止センター職員により連絡協議会を設置し、

毎朝、防除作業及び海岸清掃等の内容について打ち合わせました。

具体的な作業としては、次の3つの方法を行いました。

### (1) 航走拡散

10月4日~12月10日の期間に沿岸に漂着の恐れのない油については、漁船により監視をしつつ航走拡散を実施(毎日3隻位。11月25日の火災時は40隻、延べ357隻)しました。

### (2) 油防除作業 H号周辺の流出油に対する回収及び波浮港への流出油の侵入防止

5トン程度の漁船を使いH号船首及び船尾にオイルスネア<sup>\*1</sup>を複数展張し、毎日回収しました。また、高粘度の油については2隻の漁船によりオイルスキミングネット<sup>\*2</sup>を曳航し、回収しました。回収物は陸揚げ後、保管場所へ搬入しました。尚、H号周辺海域は波が強くオイルフェンスは使用しませんでした。特に波浮港入口付近に漁協の畜養施設があるため、港内侵入防止策として入口付近にオイルフェンス・スキミングネットを展張し、オイルフェンス内に溜まった油については吸着マット及び柄杓を使い、量の多い時は強力吸引車<sup>\*3</sup>を配備しました(船外機船延べ106隻)。



\*1 オイルスネア ポリプロピレン製の紐を束ねたもので高粘度油に対応する。



\*2 オイルスキミングネット 低粘度~高粘度油に対応する。別名、油回収ネット



### \* 3 強力吸引車

道路から海岸部の油を直接回収するのに威力を発揮する。高低差 20 m、横 50 m でも回収が可能である。

### (3) 海岸線の油の除去作業

磯根資源を中心とした漁業者が多くいるため、処理剤は使用しませんでした。但し、海岸から沖合い 2 海里の地点では処理剤の散布が行われました。海岸線では手作業により、1 m 四方のポリ容器を三基用意し、それぞれ石油、洗剤水、清水という順序で油の付着した石を洗い、汚水についてもドラム缶に回収しました。漁業者にとって一連の作業の中で海岸清掃は期間も長く、最も辛い作業であったと思いますが、早期操業再開に向け努力したと思います（防除及び清掃作業員延べ 2,996 人）。

### 3 沿岸域の被害状況

事故後直ちに東京都水産試験場の協力を得て油濁被害の調査を行った結果、大島の南半分が油が流出しました。当地区の漁業の中心は磯根資源を対象とした採貝・採藻漁業であり、風評被害も含め多大な被害を被りました。

また、防除及び海岸清掃作業への参加により操業を休止（10月～12月）せざるをえず水揚げは大幅に減少しました。更に漁協自営定置網漁業においても座礁区域と隣接しており、操業を自粛せざるをえませんでした。



炎上するファルヨーロッパ号

した。

座礁区域は当地区における栽培漁場のほぼ全域に亘り、将来的な被害を含めるとその被害は極めて甚大です。

### 4 行政の対応

10月4日大島町、東京都大島支庁、水産試験場、海上保安部、船主代理人、波浮漁協により「大型貨物船座礁事故対策本部」を設置し、12月末まで毎日協議会を開催しました。

特に水産試験場大島分場では定期的な流出油の漂着状況調査、水中写真・ビデオ撮影等の報告書をいただき、防除作業や補償交渉の資料として大変役に立ちました。

### 5 防除費用や損害賠償について

平成 14 年は当地区をはじめ外国船による座礁事故が 5 件発生しました。中でも茨城県日立港の事故は P & I 保険未加入であったため、防除費用や船骸撤去費用が県の負担となりました。現在でも全国各地で 15 件程度の船体が放置され、大きな社会問題となっています。

当地区の場合、幸いに世界的にも大手の P & I 保険に加入していたため、防除費用はすでに全額支払われました。また、事故により一年半が経過した現在も船骸撤去が行われています。漁業者の損害賠償については、現在、船主側と交渉しております。

以上、大型自動車運搬船座礁事故の経過をまとめてみました。

最後に今回の座礁事故について、全漁連等から収集した他県での防除活動や作業の単価表の資料が大変参考になりました。



流出油回収後の油吸着材

# 独立行政法人海上災害防止センターについて

独立行政法人海上災害防止センター 防災部長 佐々木 邦昭

## 1 経緯

昭和40年代、我国では石油消費の増加とともに、油による海洋汚染事故も頻発し、深刻な社会問題となってきました。同49年には東京湾で大型タンカーの衝突爆発事故と水島港で重油タンクの崩壊による大規模流出油事故も発生し、このような海上災害に対して対策の強化の必要性が高まっておりました。

その対策の一つとして、昭和51年10月、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の誕生に合わせ、海上災害防止センター（以下「センター」と略称）が海事関係者の要請の中で大臣認可を受け、海洋汚染と戦う組織として創設されました。

以来今日までの約28年間、センターは我国で発生した150件程の流出油事故に取り組んできました。

近年、油の流出件数は減少してきましたが、平成9年には我国が経験した最大級のナホトカ号の事故や小規模の油濁事故でも大混乱に陥るケースが毎年のように発生し、「海上に流出した油へ如何に取り組むのか」ということは、大切な問題です。

そのような中で、平成15年10月1日、センターは認可法人から独立行政法人へ移行し、名称も「独立行政法人海上災害防止センター」に変わり、本年4月には事務所も全面的に横浜に移りました。

独立行政法人は「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施される事が必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要がないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせること」を目的として設立される法人である（通則法第2条）と定義されておりセンターの社会的責任がより一層重くなったものと思っております。

## 2 組織

センターの職員数は、29名で内訳は国から13名、

船会社から5名の出向者、そして、プロパー11名で構成されています。組織は図1のとおりです。

経営は、基金等の利息収入、料金収入、受託業務収入等により維持されております。

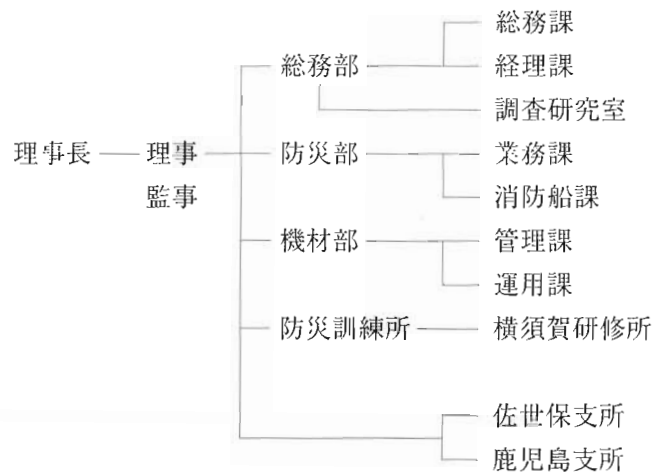


図1 組織図

## 3 業務

センターの業務については「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の25」で規定されています。この条文の中の号順に、通称1号業務、2号業務…と呼んでおります。

1号、2号業務は、実際に油流出事故等が発生した時の防除措置で公益性の高いセンターの主たる業務ですが、3号（防除資機材の確保）、4号（訓練の実施）、5号（調査研究）等9号まである業務も海上防災のノウハウの蓄積を行い海上災害発生時に活用するための平時の重要な業務です。

### (1) 防災措置の実施（1・2号業務）

防災部業務課では、船舶の海難等による油の排出、船舶火災等の海上災害が発生した場合、油の回収、消火等の業務を実施します。

この作業を迅速に行うため、全国158の防災事業者と平時から契約を結び防除体制を維持しております。これら防災事業者の他にも、今までの多くの場合、現場の漁業関係者等にも油の回収等の厳しい作業について協力を得てきました。

この業務には、1号、2号業務の2つの形態があります。

・1号業務

大量の油が流出して緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていない時、センターは海上保安庁長官の指示を受け、防除を実施し、その措置に要した費用を原因者から徴収する業務です。

・2号業務

海難船の船主等からの委託により、流出油の回収や船舶火災の消火等の措置に当たります。

その他に、軽微な流出油の場合等、2号業務の付帯業務（9号業務）として流出油防除の指導、助言を含めた支援業務にも当たっております。

(2) 防除資機材の保有（3号業務）



写真1 座礁船火災と消防船「きよたき」(平成14年11月)

同船からは重油が流出、更に火災が発生し、センターは2号業務として油防除と火災消火に当たった。いずれの作業にも地元漁業者の協力は欠かせないものでした。

機材部では、全国主要港湾33カ所に排出油防除資機材備蓄基地を設け、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材を、また東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の10カ所の基地に油回収装置を配備し、これらの備え付けが義務づけられているタンカー所有者等の利用に供しております。

また、防災部消防船課では東京湾には消防船「おおたき」「きよたき」の2隻の姉妹船を船舶火災などに即応するため保有し、湾内に入出入りする原油タンカー、液化ガスタンカー等の航路警戒などの業務を行っております。

これらの業務は3号業務と呼ばれております。

(3) 海上防災訓練に関する業務（4号業務）

防災訓練所は、海上災害に対応するための基礎知識

の習得と消防・油・有害液体物質の防除実習のため研修所及び消防演習所を保有し、タンカー等船舶乗組員、石油、電力等関連施設の職員を対象に訓練を行っております。

訓練は、標準コース、海洋汚染対応コースなどがあり、2日～5日間で実施されます。昭和51年以来昨年未まで1,590回、5万人以上の方々が受講しております。この業務は4号業務と呼ばれております。



写真2 訓練所横須賀研修所全景（横須賀）



写真3 訓練所消防施設全景（東京湾第二海堡）



写真4 消火訓練

**(4) 調査研究等の業務（5号業務）**

油、有害液体物質等の海上への排出や海上火災によって生じる被害の発生及び拡大を防止するために必要な機械器具、技術について調査研究を行い、その成果の普及を図っています。この業務は調査研究室が担当しております。

**(5) その他**

「情報の収集、整理及び提供の業務」（6号業務）、「指導及び助言の業務」（7号業務）、「国際協力の推進に資する業務」（8号業務）、その他前述業務の附帯業務（9号業務）等を行っております。

**4 無保険船問題**

油濁基金だより75号（本年新年号）に既述がありましたように、船主責任保険（P&I）に未加入の外国船の問題があります。これらの船は、事故を起こしても油の防除費や損害賠償に応じる事は希な事です。

一昨年頻発した「アイガー」「チルソン」等の無保険船の油濁対応では海上災害防止センターとして前述の1号、2号業務で対応する事は出来ませんでした。

一方、地方自治体、港湾管理者等はこれらの油濁に法的にも対応せざるを得ない立場にあり相当困難な状況下に担当者は立たされます。

これらの立場の責任者に、考え得る最善の方法をセンターとして助言を行うことは、9号業務として可能であり、今後漁場油濁被害救済基金等と相談しつつこの問題にも取り組んで参りたく思っております。

表2 P&amp;I未加入船等の油濁事故

年月	海域	船種 国籍	船名 G t	原因	流出油 K L	P & I
7.11	十勝港内	貨 セントビンセント	HONPENG 3,113	操作ミス	C重油 10	未加入
9.7	名古屋港	貨 ホンジュラス	AMMONITE 1,117	排水	C重油	未加入
9.12	八戸北3湊 百石町	貨 マレーシア	MELATI MAS 3,960	座礁	C重油 142	不良
10.1	鹿島港	貨 ベリーズ	SUNNY GLORY 1,257	座礁 転覆	A C重油 20	不良
12.9	釧路港	漁船 台湾	パオ・シン1号 1,120	座礁	A重油 278	未加入
14.3	境港 北北東50 Km	貨 ベリーズ	AI GE 2,847	衝突 沈没	C重油 98	未加入
14.8	御前崎沖 3湊	貨 韓国	SUN TRUST 2,747	衝突 沈没	C重油 115	未加入
14.12	日立港外 防波堤	貨 北朝鮮	チルソン 3,144	座礁	C重油	不良

# 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律

国土交通省 海事局総務課海事保安・事故保障対策室

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律が平成16年4月21日に公布され、平成17年3月1日から施行されることとなりました。

ここでは、今回の改正の背景と概要について紹介します。

## 1 改正の背景

我が国沿岸において、賠償資力を欠く船舶の座礁等により、油濁損害や船舶の撤去等が適切に行われない事例が発生しており、大きな社会問題となっています。

具体的には、平成14年12月に茨城県日立港沖でチルソン号が座礁し、燃料油が流出したため、港湾管理者（茨城県）が油の抜き取り及び船体撤去を実施したものの、船舶所有者による費用の弁済がなされない事例などが発生しています。現在、我が国沿岸には未撤去の放置外国船が10隻存在し、また、このような放置座礁船舶を地方自治体が撤去した事例は少なくとも過去10年間で18隻発生しています。いずれの事例も、タンカーに対して現在加入が義務付けられている保険に未加入の事例であり、船舶所有者自身に資力がなく、撤去等の適切な処置が行われていないものです。

このため、今般の法改正により、我が国に入港するタンカー以外の一定の外航船に対し、一定の保障契約の締結を義務付ける等により、座礁事故等が発生した場合における被害者保護を図ることとしています。

また、タンカーの油濁事故に関しては、従来より、民事責任条約に基づく船舶所有者の賠償及び国際基金条約に基づく国際基金の補償という国際的な被害者救済の制度（国際油濁損害賠償保障制度）が創設されています。

しかし、平成11年に発生したエリカ号事故や、平成14年に発生したプレスティージ号事故等の大規模油濁事故の発生を契機に、従来の賠償及び補償では、被害者救済としては不十分であるとの提起がなされました。

国際的な議論の結果、国際基金とは別に、被害者救済の充実を求める国のみが参加する追加的な基金を創

設することとなり、昨年5月、「1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の2003年の議定書」（いわゆる「追加基金議定書」）が採択されました。

四面を海に囲まれており、かつ、船舶の輻輳する海域が多い我が国は、平成9年に発生したナホトカ号事故のような大規模油濁事故が今後発生する可能性が否定できないため、タンカー油濁損害に対する被害者救済を充実させる枠組みの整備が重要であると考え、同議定書を締結するため、その国内法として本法の改正を行いました。

## 2 改正の概要

(1) タンカー以外の船舶（以下「一般船舶」）の所有者等の燃料油油濁損害に係る無過失責任制度の導入等

①一般船舶から流出等した燃料油による汚染により生ずる我が国の領域内又は排他的経済水域内における損害及び防止措置の費用等を一般船舶油濁損害とし、戦争等の不可抗力による一定の場合を除き、一般船舶所有者等が連帯してその損害の賠償責任を負うこととしました。

②油濁損害の賠償責任を負う一般船舶所有者等の責任の制限については、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（以下「責任制限法」）の規定によることとしました。

(2) 一般船舶油濁損害賠償等保障契約の締結強制及び保障契約証明書の交付、備置き等

①一般船舶（国際総トン数100トン以上。以下同じ。）は、一般船舶油濁損害賠償等保障契約（以下「保障契約」）が締結されていなければ、日本国籍を有する一般船舶は国際航海に従事させてはならず、外国籍の一般船舶は本邦内の港に入港をし、本邦内の港を出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならないこととしました。



## 放置座礁外国船の状況 (計 10 隻)



### 放置船 (撤去に向けた船主側諸作業頓挫)

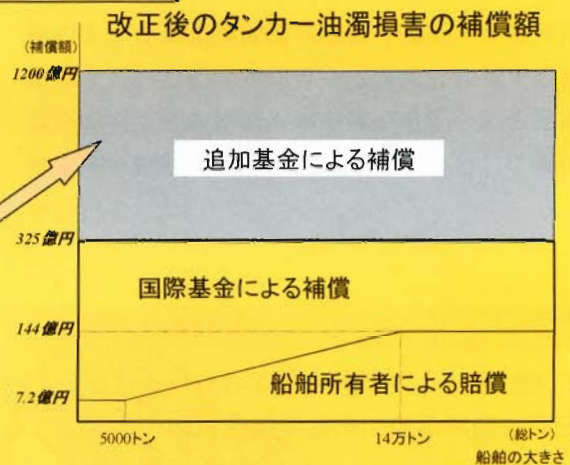
- ① S61. 8.26 沖縄県浦添市：パナマ貨物船 TATONG
- ② S62. 3.20 静岡県加茂郡南伊豆町：シンガポール貨物船 EIKI MARU No.16
- ③ H 3.10.30 沖縄県西表島竹富町：パナマ貨物船 SIENKIEWICZ
- ④ H 4.12.27 北海道根室市：ロシア貨物船 DRUZHBA
- ⑤ H 5. 5. 3 鹿児島県種子島中種子町：パナマ貨物船 NUGGETS No.7
- ⑥ H 6. 8. 2 大分県南海部郡蒲江町深島：ベリーズ曳船 長生3号
- ⑦ H 8. 8.13 鹿児島県大島郡瀬戸内町：ベリーズ冷凍運搬船 OCEAN BRAVE
- ⑧ H11.12. 7 北海道根室市：ロシア貨物船 MRS-150-346
- ⑨ H12. 2.27 長崎県西彼杵郡野母崎町樺島：韓国クレーン台船
- ⑩ H15. 4.18 北海道根室市：ロシア水産物運搬船 RS1978

## ●油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律

1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の2003年の議定書の批准に伴い、追加基金（仮称）に対する被害者の補償請求権等を規定するとともに、タンカー以外の一般船舶に係る油濁損害等の被害者の保護を図るため、一般船舶に対し一般船舶油濁損害等に係る保障契約の締結を義務付ける等所要の措置を講ずる。

### 1. タンカー油濁損害に対する補償額の拡大

・国際条約（いわゆる追加基金議定書）の批准に伴い、現行の国際基金による補償限度額を超えるタンカー油濁損害について、追加基金による補償制度を導入（現行の補償限度額325億円→1200億円に拡大）



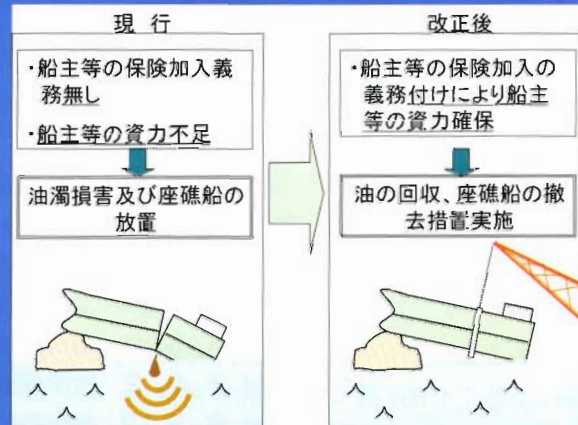
### 2. 一般船舶の油濁損害・座礁船撤去等に対する被害者保護の充実

#### ①保障契約の締結義務付け

一般船舶（タンカー以外）のうち、100トン以上の外航船について保障契約（燃料油による油濁損害及び座礁船撤去費用等の支払いを保障する契約）の締結を義務付け

#### ②保障契約を締結していない船舶に対する入港規制等

保障契約を締結していない船舶について入港禁止等を規定  
保障契約締結命令、航行停止命令、罰則等により対処



- ②保障契約は、(a)一般船舶油濁損害について一般船舶所有者等が賠償の義務の履行を果たすことにより当該一般船舶所有者等に発生する損害及び(b)座礁等の結果、放置されている一般船舶が港湾法その他法令の規定により撤去等の措置が求められた場合の当該措置の費用の支払により当該一般船舶所有者に発生する損害の両方をてん補する保険等でなければならないこととしました。
- ③保障契約は②(a)の損害に係る保険金額等が責任制限法の責任限度額に満たないものであってはならず、また、②(b)の損害に係る保険金額等は、責任限度額に相当する額に満たないものであってはならないこととしました。
- ④一般船舶について、保障契約が締結されていることを証する書面（以下「証明書」）の国土交通大臣による交付、記載事項の変更及び返納に係る手続きを規定しました。
- ⑤国土交通大臣の交付する証明書が備置かれていなければ、日本国籍を有する一般船舶は国際航海に従事させてはならず、外国籍の一般船舶は本邦内の港に入港し、本邦内の港を出港し、又は本邦内の係留施設を使用してはならないこととしました。但し、国土交通大臣が指定する保険者等（信用力の高い船主責任相互保険組合（P&I）等を予定）による契約が締結されている場合には、大臣の交付する証明書に代えて契約書の写しその他省令で定める書面等を備置くことができることとしました。
- (3) 保障契約情報の通報、国土交通大臣による立入検査、保障契約締結命令等
- ①国際航海に従事する船舶のうち、2000トン以上のばら積み油を輸送するタンカー及び国際総トン数が100トン以上の一般船舶について、船舶名、船籍港及び保障契約締結の有無その他省令で定める事項（「保障契約情報」）を本邦の港へ入港する前に国土交通大臣に通報することとしました。
- ②本邦の港にある保障契約締結義務付け対象船舶について、国土交通大臣による船長に対する報告徴収及び立入検査の権限を規定することとしました。
- ③国土交通大臣が保障契約未締結船舶を確認した場合には、保障契約の締結等の是正措置命令の発出や、是正措置がとられるまでの間、航行の停止を命ずることができることとしました。
- (4) 追加基金議定書の締結に伴う、国内法の所要の整備
- ①追加基金議定書に締結することで、油濁事故により、我が国が従来国際基金による補償限度額を超える油濁損害を被った場合でも、被害者は追加基金への請求が可能となります。このため、被害者の追加基金に対する補償請求権を新たに規定しました。
- ②追加基金は、国際基金と同様、海上輸送により原油又は重油を年間15万トン以上受け取る者（油受取人）からの拠出金（その額は受け取り量に比例して算出）を原資として運営されます。このため、油受取人の追加基金への年次拠出金納付の義務付けを新たに規定しました。
- ③この他、追加基金は、追加基金議定書により、各締約国において、裁判所における裁判手続の当事者になることができ、具体的には、被害者の船舶所有者等に対する賠償請求訴訟や船舶所有者の責任制限手続等について、追加基金が参加することができるようになります。このため、追加基金が、これら裁判上の手続きに参加する権利を新たに規定しました。

### 3 施行期日

この法律は、平成17年3月1日から施行しますが、追加基金議定書関連の規定は、条約が我が国において効力を生ずる日から、大臣による証明書の交付の規定は平成16年12月1日から施行します。

## 座礁船対策に係る国の支援制度

座礁船対策として、船舶の所有者等への保険加入の義務付け等の措置の導入に併せ、地方公共団体が行った油等防除措置や船体撤去に関し国の支援制度を平成16年度より創設した。

### 制度の概要

#### 油等防除措置に係る補助（新規）

補助率：2分の1（国土交通省）

採択基準：事業規模で20百万円以上

#### 船体撤去に係る補助（既存事業の拡充）

放置座礁船の船体撤去を補助対象に追加

補助率：既存事業のまま据え置き

漁場 漁場環境保全創造事業……2分の1（水産庁）

漁港区域 廃船処理事業……3分の1（水産庁）

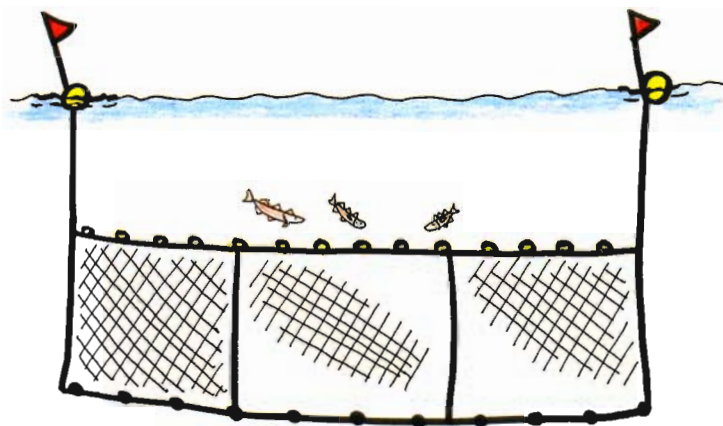
港湾区域 沈廃船処理事業……3分の1（国土交通省）

海岸 海域浄化対策事業……3分の1（国土交通省）

海岸環境整備事業……3分の1（農林水産庁）

採択基準：事業規模で50百万円以上（注）

（注）平成16年3月31日までに発生した放置座礁船の処理については、事業規模10百万円以上



# 平成 16 年度漁場環境保全対策関係予算の概要

水産庁増殖推進部漁場資源課 指導第二係長 丸山 徳仁

現在、漁場資源課は、大きく分けて漁場環境保全対策関係と資源調査等関係の 2 つの分野について事業を推進しているところですが、ここでは、平成 16 年度漁場環境保全対策関係の予算の概要について、いくつかお知らせ致します。

## 1 川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業（補助金・委託費）

予算額 706,129 千円

水産資源は生態系の一部であり、自然の生産力に大きく依存していることから、安全・安心で豊かな水産物を持続的に供給するためには、森・川・海を通じた健全な水循環の下に良好な自然環境が保たれていることが前提となります。

しかしながら、近年、閉鎖性水域等では、陸域からの環境負荷の増大による水質の悪化、赤潮や貧酸素水塊の発生など、漁場環境の悪化が問題となっています。また、藻場・干潟の減少、ゴミの堆積、生物多様性の衰退は、環境浄化機能の低下、漁場汚染の進行を助長し、沿岸域の生産性の低下を招いています。

良好な漁場環境を保全するためには、陸域における国民生活や経済活動が水循環を通じて海域環境と密接に関係していることを認識しつつ、環境悪化の原因を明らかにし、必要な諸対策を講じるとともに、国民・消費者に積極的な環境保全・回復への理解を求めつつ、国民一般、とりわけ地域住民と漁業者の連携による川上から川下に至る一貫した海域環境保全・回復の取り組みを推進することにより、循環型の経済社会の実現を図ることが重要になります。

以上のことから、本事業によりこれらの漁場環境保全諸対策を総合的に実施します。

## 2 漁場油濁被害対策費のうち漁場油濁事故対策専門家育成派遣費（補助金）

予算額 7,944 千円

船舶事故による油流出に対して原因者が船主責任保険に未加入、会社倒産、連絡不能などにより、油防除清掃費用の負担、被害補償、船体撤去等の対応が行われない事故が多発しています。このため、漁場環境等への被害の拡大を招いており、重大な社会問題となっております。

漁業者は漁場油濁事故が発生した場合、自らの漁場を守るために油防除清掃作業を行います。原因者による対応が行われない漁場油濁事故の場合には、防除清掃費の支弁や原因者による油防除清掃作業への費用負担や指揮・指導が行われなため、初動における速やかで効率的な油防除が遅れて、漁場油濁の未然防止や被害の軽減が困難となっております。

このため、漁場油濁事故の初動における迅速かつ、適切で効率的な油防除清掃作業による漁場油濁被害の未然防止と軽減に資するため、必要な場合には漁場油濁事故現場に派遣し、漁業者に対して、適切な防除処置を指導できる専門家の確保及び育成を行います。

以上が平成 16 年度の漁場環境保全対策における予算の概要です。

なお、継続分を含めた全体の漁場環境保全対策関係予算につきましては、次頁のとおりであります。

## 平成 16 年度漁場資源課関係予算について

(単位：千円)

	16 年度予算額	15 年度予算額
<b>資源回復計画等管理措置の推進</b>		
我が国周辺水域資源調査等推進対策費（委）	2,000,441	(1,790,441)
独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図り、資源回復計画等資源管理の取り組みに科学的知見を提供するための調査等を実施		
資源評価調査費	1,659,141	(1,614,141)
資源動向要因分析調査費	165,000	( 0)
漁場生産力変動評価・予測調査費	155,000	( 155,000)
漁海況長期予報・広報指導費	21,300	( 0)
資源評価情報広報費	0	( 8,313)
沿岸沖合漁業漁況海況予報事業費	0	( 5,312)
資源管理関連事業推進指導費	0	( 7,675)
水産資源情報サービス事業費（補）	19,282	( 24,102)
適正な管理による水産資源の持続的利用を推進するため、水産資源・管理情報の収集解析を行う		
(管理課計上分)		
資源管理体制・機能強化総合対策事業（補）のうち資源管理に必要な情報の提供	32,823	( 32,823)
都道府県が沿岸水域の海洋調査により海洋情報等を収集・分析し、関係都道府県の連携の下、海洋情報の共有化を通じた漁業関係者への適切な情報提供を図る。		
(事業費計)		
事業費 我が国周辺水域資源調査等推進対策費	2,019,723	(1,814,543)
※他課計上分は含まない		
事務費	48,743	( 48,743)
(事務費計)		
事務費	48,743	( 48,743)
合計	2,068,466	(1,863,286)
<b>国際的な資源管理への貢献</b>		
国際資源調査等推進対策費	1,269,266	(1,258,162)
国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理の実施に必要な資源調査等を実施		

国際資源調査事業費	1,241,644	(1,241,644)
科学オブザーバー育成体制整備事業費	14,456	(14,456)
二国間協定等科学者交流経費	2,062	(2,062)
サメ・海鳥の保全管理プログラム作成等調査費	11,104	(0)
(事業費計)	1,269,266	(1,258,162)
事務費		
国際資源調査等推進対策費	875,062	(855,722)
漁業調査船「開洋丸」及び「照洋丸」による漁業調査に必要な経費等		
北太平洋湖河性魚類保存条約実施費等	8,997	(9,173)
(事務費計)	884,059	(864,895)
合計	2,153,325	(2,123,057)
海洋水産資源の開発及び利用の合理化		
独立行政法人水産総合研究センター運営費		
独立行政法人水産総合研究センター	3,077,269	(1,557,140)
海洋水産資源開発勘定運営費交付金		
海洋水産資源開発センターから引き継がれる業務を実施するための人件費、一般管理費及び業務経費に対する交付金		
(前年度限りの経費)		
海洋水産資源開発事業		
海洋水産資源開発事業運営費(補)	0	(339,367)
海洋水産資源開発事業費(補)	0	(1,337,224)
1 沖合漁場等総合開発調査事業	0	(151,156)
(1) 沖合漁場等総合再開開発調査事業	0	(2,273)
(2) 大水深沖合漁場造成開発事業	0	(148,883)
2 海洋水産資源利用合理化開発事業	0	(708,557)
3 新漁業生産システム構築実証化事業	0	(477,511)
合計	3,077,269	(3,233,731)
漁場環境保全対策		
漁場環境及び生態系の保全		
川上から川下に至る豊かで多様性の	706,129	(510,825)
ある海づくり事業(補)(委)	うち 643,021	(510,825)
漁場環境の監視調査、漁場環境保全方針の策定、赤潮等被害防止対策、廃棄物汚染の軽減対策、座礁・沈船による漁場油濁等被害		

の実態調査、漁民の森づくり活動や水域環境美化活動による漁場環境保全の推進等		
漁場環境の化学物質リスク対策推進事業（委）		257,579（295,035）
ダイオキシン類などの化学物質の蓄積実態、影響、摂取実態等を詳細に把握するため、調査の充実を図るとともに、国民へのわかりやすい情報提供体制を強化する		
漁場油濁被害対策（補）		110,555（120,000）
原因者不明の汚染漁場の清掃、油濁汚染防止の啓発・普及、油防除体制の強化等		
（前年度限りの経費）		
野生水産生物多様性保全対策事業（委）		0（12,541）
サメ・海鳥の保全管理プログラム作成等調査（委）		0（13,873）
海洋廃棄物生物影響調査（委）		0（57,809）
海洋生物混獲防止対策調査事業（委）		0（39,145）
野生水生生物共存対策事業（補）		0（10,000）
（他課計上分）		
水産基盤整備費補助（計画課計上）のうち 漁場環境保全創造事業		3,121,000（3,208,000）
（事務費計）		1,011,155（1,059,228）
		※他課計上分は含まない
事務費 一般行政経費		856（856）
油防除・回収資機材整備費		8,958（8,958）
漁場環境保全対策費		71,544（72,599）
（事務費計）		81,358（82,413）
合計		1,092,513（1,141,641）
漁場資源課総計	事務費	1,014,160（996,051）
	事業費	4,300,144（5,808,524）
	交付金	3,077,269（1,557,140）
	合計	8,391,573（8,361,715）



# 海洋汚染の現状とその防止対策

海上保安庁警備救難部 刑事課  
環境防災課

今日、環境問題は地球温暖化や環境ホルモン、不法投棄された廃棄物の問題など多様化し、人類にとって重要な課題となり、世界規模で取り組んでいく必要があります。海洋環境の保全はその中でも重要なものの1つと考えられています。海上保安庁は海洋環境の保全のため、我が国周辺海域における海洋汚染の監視取締体制を強化するとともに、油、廃棄物、工場排水等による海洋汚染を巡視船艇、航空機等により発見し、また、海洋環境保全推進員、海上防犯指導員・連絡員、海守会員、海事・漁業関係者等民間の方々の通報を受けてこれらを確認することにより、我が国周辺海域における海洋汚染の実態を把握してきました。

この成果は、毎年「海洋汚染の現状」として公表し、海洋汚染の状況を計る指標の一つとして、海洋環境保全講習会等において広く利用されています。平成15年における現状と防止対策は次のとおりです。

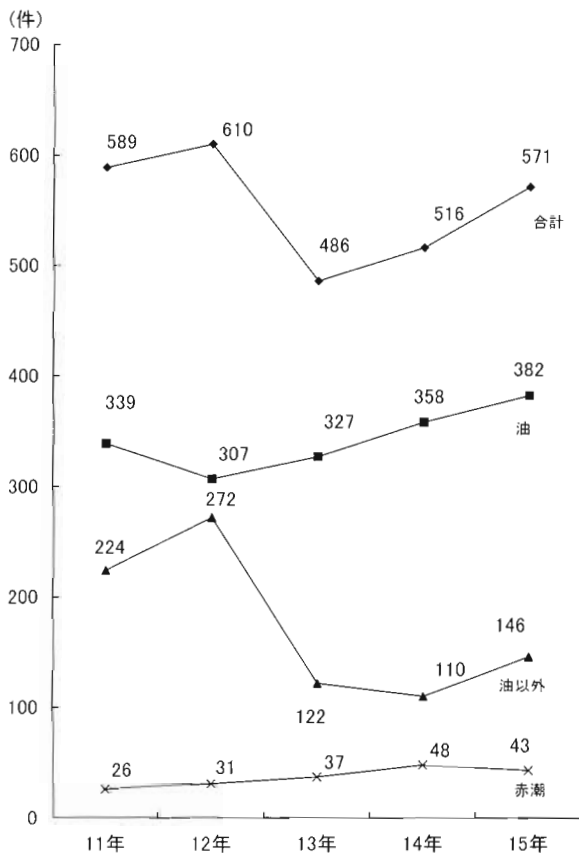


図1 海洋汚染の発生確認件数の推移

## I 海洋汚染の発生確認状況

海上保安庁が平成15年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生確認件数は571件であり、前年(516件)に比べ、55件増加しており、依然として海洋の汚染は跡を絶たない状況です(図1参照)。

### 1 油による汚染

油による汚染の発生確認件数は382件で、前年(358件)と比べ24件増加しました。油による汚染が全体の約67%を占めています。

これを海域別にみると、瀬戸内海(大阪湾を除く。)が55件(前年63件)と最も多く、次いで、東京湾が54件(前年68件)、本州東岸が54件(前年29件)と続いています(図2参照)。

排出源別にみると、船舶からのものが260件(前年231件)と全体の約68%を占めており、陸上からの

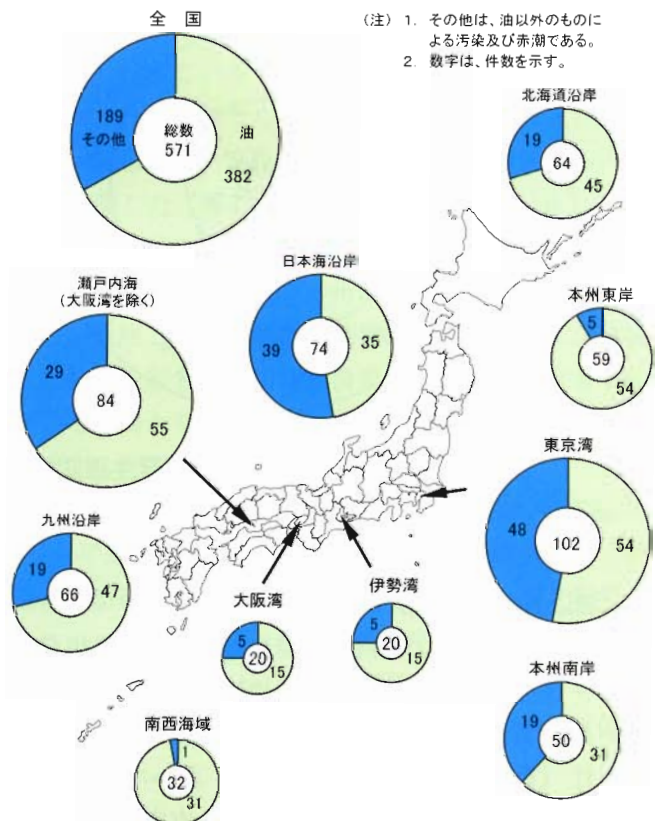


図2 海洋汚染の海域別発生確認件数 (平成15年)

ものが29件（前年24件）、排出源不明のものが90件（前年101件）となっています。

また、原因別にみると、取扱不注意によるものが

107件（前年99件）と最も多く、次いで、海難によるものが95件（前年86件）、故意によるものが38件（前年35件）と続いています（図3、4参照）。

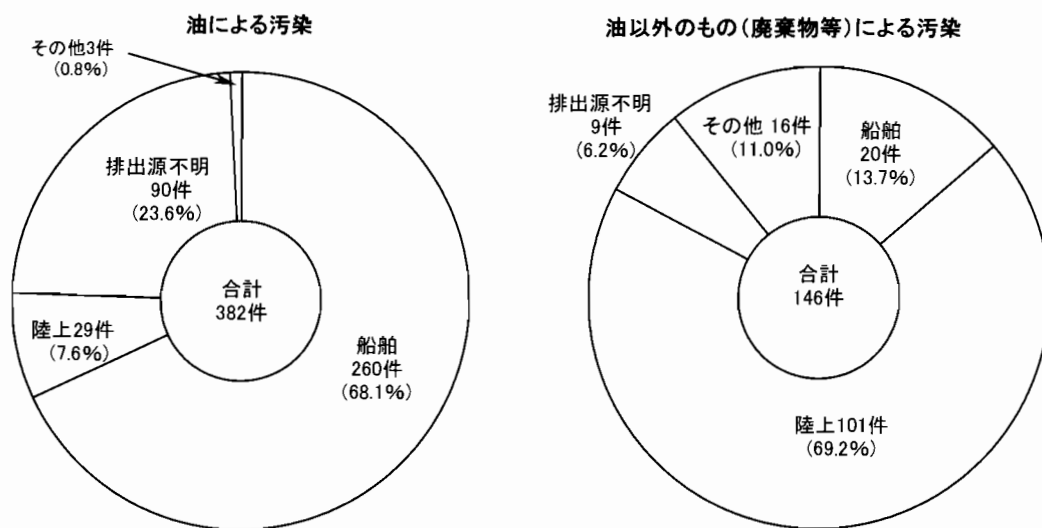


図3 海洋汚染の排出源別発生確認件数（平成15年）

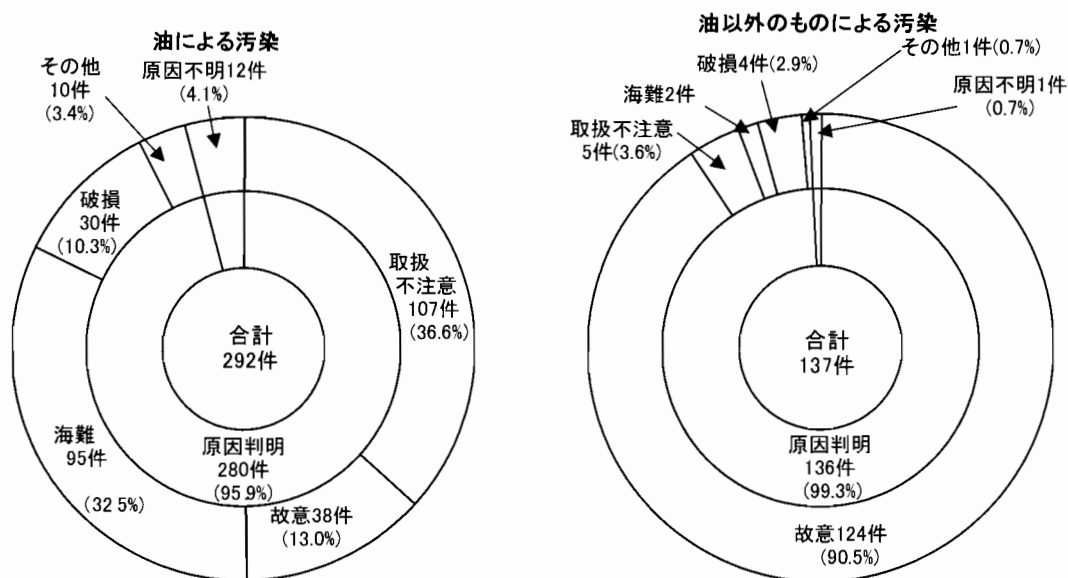


図4 海洋汚染の原因別発生確認件数（排出源判明のものに限る。）（平成15年）

## 2 油以外のものによる汚染

油以外のものによる汚染の発生確認件数は146件であり、前年（110件）と比べ36件増加しています。

汚染物質別の内訳をみると、廃棄物によるものが124件（前年79件）と最も多く、次いで、その他（工場排水等）が15件（前年23件）、有害液体物質が7件（前年8件）となっています。

排出源別にみると、陸上からのものが101件（前年59件）、船舶からのものが20件（前年26件）と続いています。

原因別にみると、故意によるものが124件（前年75件）と約9割を占めています（図3、4参照）。

### 3 赤潮

赤潮の発生確認件数は43件で、前年（48件）と比べて5件減少しました。海域別では東京湾で18件と、赤潮による汚染の約4割が東京湾で確認されています。

## II 海洋環境保全に係る調査

Iの海洋汚染の発生確認状況は、海上保安庁が確認した汚染の件数の面から海洋汚染をとらえたものですが、海上保安庁ではこのほかに、海洋汚染の状況を知るために、さまざまな調査を実施しています。それらの代表的な内容及び結果は次のとおりとなっています。

### 1 廃油ボールの漂流・漂着状況の調査

海上保安庁は、廃油ボールの実態を把握するため、油、重金属等による海洋汚染を世界的に常時監視するための海洋汚染モニタリング計画（MALPOLMON）の一環として、国際的に統一された観測手法に基づき定期的に我が国周辺海域及び沿岸部における廃油ボールの漂流・漂着状況について調査しています。

平成15年の調査結果を見ると、漂流廃油ボールの採取量も漂着廃油ボールの採取量も前年に比べると増加しており、特に南西諸島への漂着が目立っています。全体としては平成13年から引続いて低いレベルで推移しています（図5参照）。

### 2 海上漂流物の実態調査

海上を漂流する発泡スチロール、ビニール、プラスチック等の石油化学製品は、自然に分解しないため、回収しない限り増える一方です。これらが海流に乗って海を巡り、それを摂取した生物を傷つけるなどの悪影響が懸念されています。海上保安庁ではそれら海上漂流物の実態を把握するため、平成3年1月から我が国周辺海域の定線において定期的に巡視船による目視調査を実施しています。

平成15年の海上漂流物の実態調査結果によれば、10海里あたりの全体平均目視固体数は、11.0個と前年の6.22個に比べ増加しました。物質別では、全体の約6割以上を発泡スチロール、ビニール類、プラスチック類等の石油化学製品が占めており、海域別では九州西岸、本州南岸で多く確認されました（図6参照）。

## III 海洋汚染の防止対策

### 1 海洋環境の保全指導

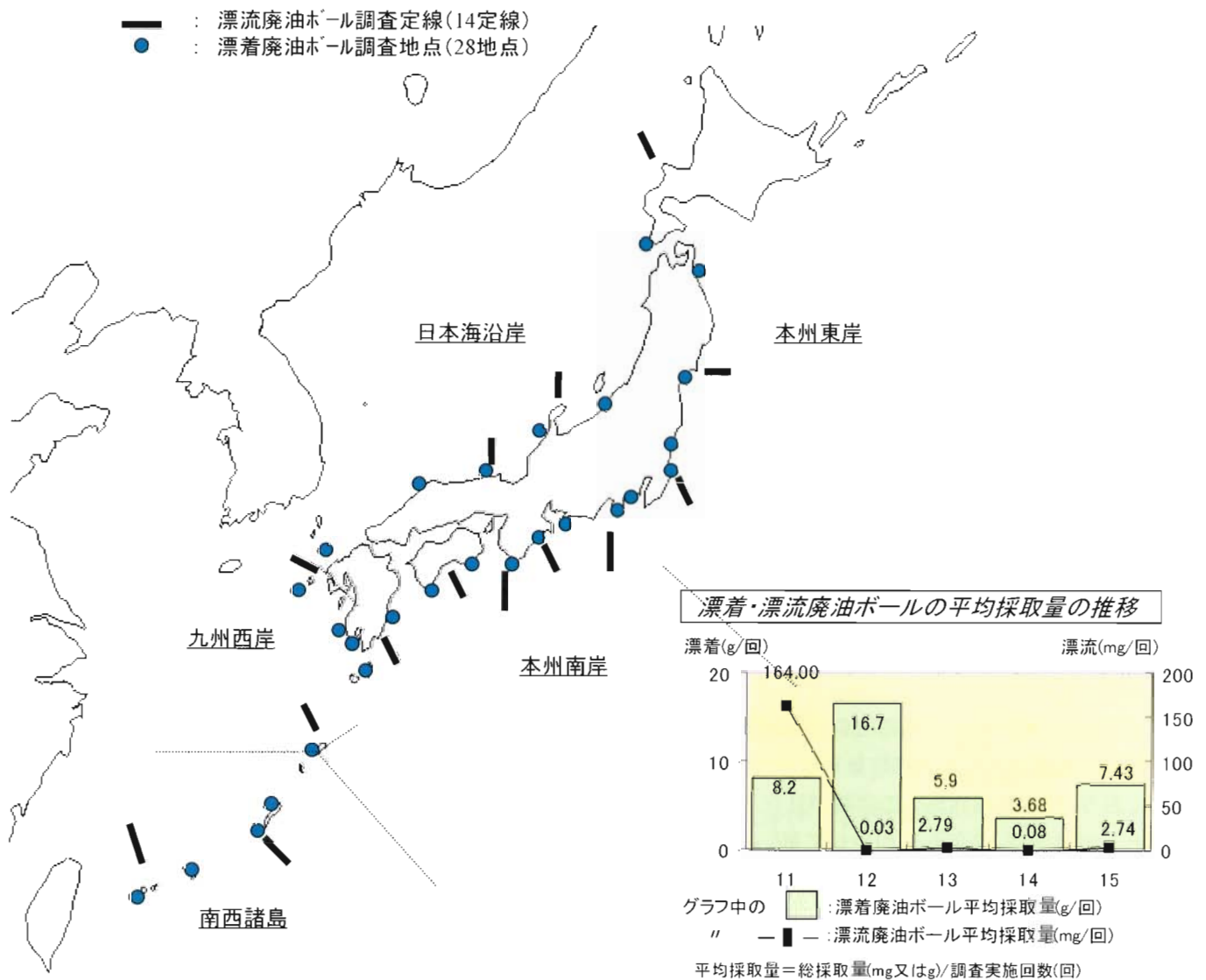
海洋汚染の多くは人為的要因により発生しているため、海洋汚染防止のためには、各々の海洋環境の保全に関する意識の向上が不可欠です。

このため、海上保安庁では、一般市民や事業者が海洋環境保全の重要性を認識し、海洋環境の保全活動を推進していくことを目的として、海洋環境保全講習会や漂着ゴミ分類調査等の海洋環境保全推進活動を実施しています。

特に毎年6月と11月には海洋環境保全推進週間を設け、集中的な指導・啓発を実施することとしています。平成16年6月の海洋環境保全推進週間には、海事・漁業関係者を対象として126回の海洋環境保全講習会を開催し、5,275名の方に参加して頂き、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について指導・啓発を実施しました。また、子供たちを対象として156回の海洋環境保全教室を開催し、10,150名の子供たちに参加してもらい、海洋環境保全意識の向上を図りました。さらに、海洋汚染の詳細な実態を把握してもらうため、62回の海岸漂着ゴミ分類調査を実施し、6,713人の小中学生、一般市民の方の協力を得ました。これらの他、各種イベントの開催、海洋環境保全コーナーの設置等、広く一般市民を対象とした啓発活動も行っています。

近年、社会問題となっている廃船の不法投棄については、投棄された廃船の早期適正処分を指導する内容等を記載した「廃船指導票」（オレンジシール）を当該船舶に貼付することにより、投棄者自身による投棄船舶の適正処理についての指導を強化しています。しかし、依然として廃船の不法投棄は跡を絶たず、投棄した船舶の船名、船舶検査済票の番号等、所有者を特定する手掛かりを故意に削り取る等悪質なものが多く見受けられます。

平成15年に確認した投棄船舶の隻数は、1,582隻（うち平成15年に新たに確認した投棄船舶（以下『新規確認船舶』という。）は884隻）でした（図7参照）。この中の1,015隻（うち新規確認船舶503隻）に対して廃船指導票の貼付による適正処理指導等を行い、このうち506隻（うち新規確認船舶325隻）が適正処理されました。



海域別年間漂着・漂流廃油ボール量

	漂流廃油ボール 平均採取量(mg/回)	漂着廃油ボール 平均採取量(g/回)
日本海沿岸	0	0
九州西岸	0	0
本州東岸	0	0
本州南岸	3.77	1.69
南西諸島	0	37.12
全 域	2.74	7.43

図5 日本周辺海域における廃油ボールの漂流・漂着調査結果(平成15年)

海上保安庁では、国際的に統一された手法で、我が国周辺海域及び沿岸部における廃油ボールの漂流・漂着状況の調査を実施しています。

平成15年の調査結果を見ると、漂流廃油ボールの採取量も漂着廃油ボールの採取量も前年に比べると増加しており、特に南西諸島への漂着が目立っています。全体としては平成13年から引き続いて低いレベルで推移しています。

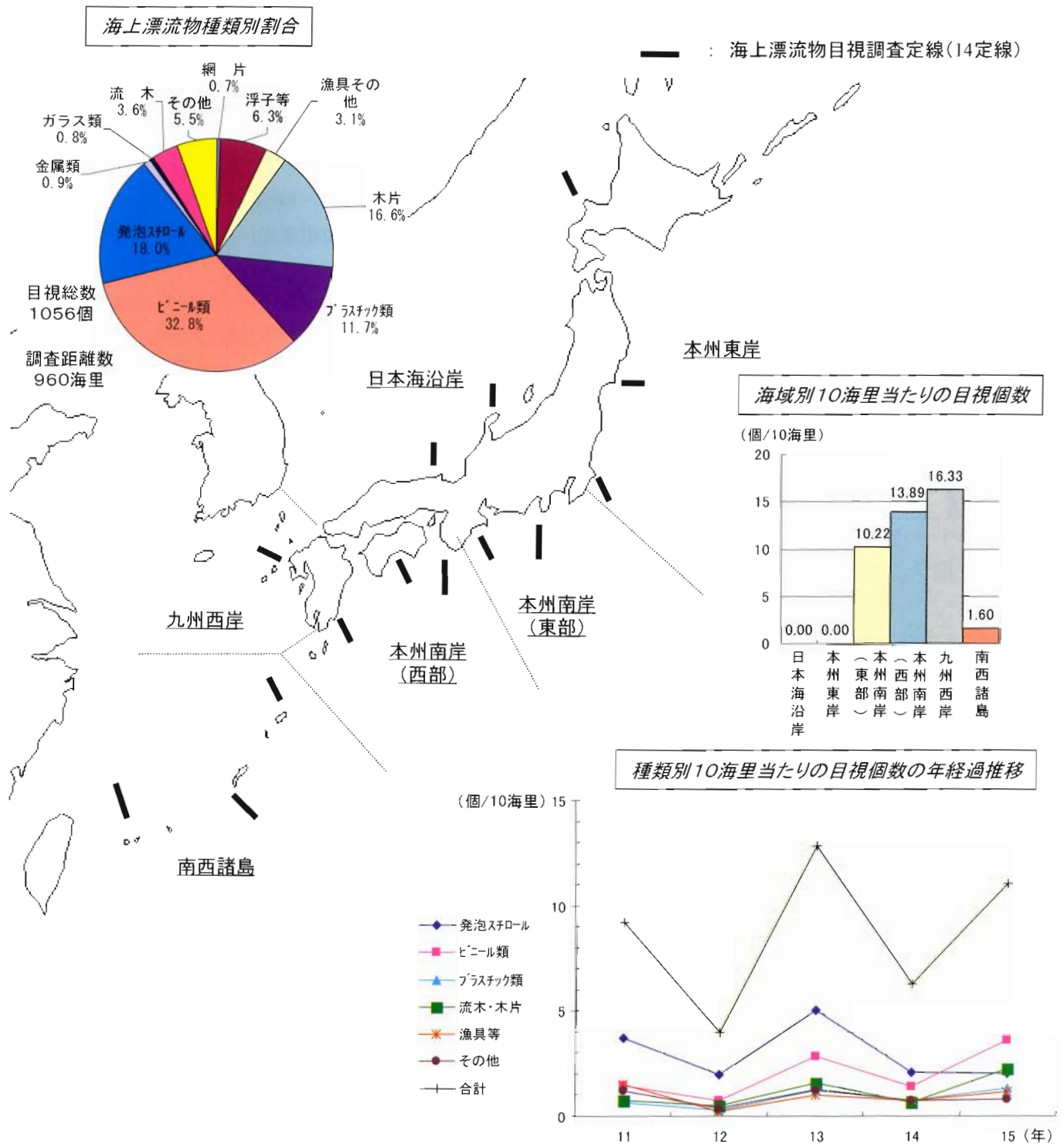


図6 日本周辺海域における海上漂流物目視調査結果（平成15年）

海上保安庁では、日本周辺海域の14定線において、平成3年から海上漂流物目視調査を行っています。

平成15年の調査では、調査距離数は960海里、目視総数は1,056個でした。10海里当たりの平均目視個数は11.0個/10海里で前年の6.22個/10海里に比べ増加しています。平均目視個数から見ると、九州西岸、本州南岸で多く確認されていることが分かります。

確認した海上漂流物の内訳は、例年どおり発泡スチロール、ビニール類、プラスチック類等の石油化学製品が多く、これらが全体の6割以上を占めています。

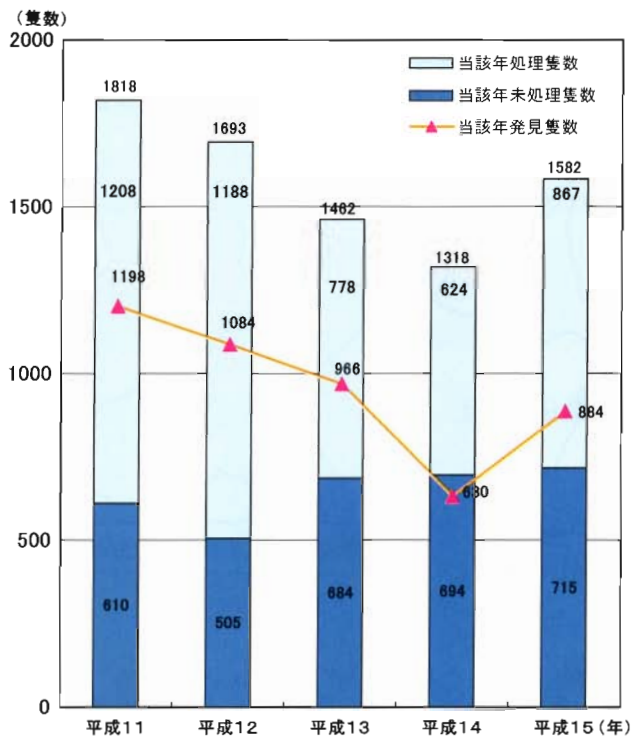


図7 投棄船舶等の状況の推移

平成14年まで減少傾向にあった投棄船舶隻数は、平成15年になって増加に転じていることから、特に船名、番号等を削り取る等した悪質な不法投棄事犯に重点を置いて取締りを強化するとともに、関係機関等に対し、協議の場を通じ、それぞれの地域に適した廃船の適正処理方法の確立を求めていくこととしています。また、このような施策に併せて、広く一般市民の間にも廃船問題に対する関心を高めていくこととしています。

また、海上保安庁では、万が一海上に油、有害液体物質が排出された場合の防除措置に関する指導・助言等を実施する機動防除隊を組織し、横浜みなとみらい21地区にある横浜機動防除基地において、全国で発生する海上災害事案に備えています。

## 2 海洋環境保全のための監視取締り

海上保安庁では、海洋汚染を防止し、美しい海を守っていくために、巡視船艇、航空機の効率的な運用等により、我が国周辺の広大な海域において発生する海洋汚染の監視取締りを行っています。

また、特に期間を定め、油排出事犯等、自然環境を損なう海上環境事犯の一掃を図るため「海上環境事犯一斉取締り」等も実施しております。

海上保安庁が平成15年に送致した海上環境関係法

令違反件数は、515件で、前年（364件）と比べ151件増加しています。

送致件数を法令別にみると、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）違反が325件（約63％）と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反が111件（約22％）、「港則法」違反が54件（約10％）、「水質汚濁防止法」違反が19件（約4％）等となっており、船舶からの油の不法排出事犯、陸上や船舶等からの廃棄物の不法投棄事犯が主なものでした（表1参照）。

最近では、陸上での不法投棄が社会問題化している建設廃材や硫酸ピッチ（不正軽油の製造過程で発生するタール状の有害物質）などが海洋に不法投棄され、漁場への深刻な悪影響と漁業被害が顕在化する事例も散見されるようになってきていることから、こうした海洋への不法投棄事犯を未然に防止するとともに、早期発見と確実な摘発を確保していくため、海事・漁業関係者はもとより広く国民の皆さんの御理解と御協力を得ながら、監視取締りを強化していくこととしています。

## 3 外国船舶による海洋汚染の防止対策

海上保安庁が平成15年に、我が国周辺海域において確認した外国船舶による海洋汚染の発生件数は69件（前年41件）でした。そのうち油による海洋汚染は66件あり、外国船舶による海洋汚染のほとんどが油によるものです。また、船舶からの汚染発生件数282件（前年257件）のうち、外国船舶によるものは約24％を占めており、これを海域別にみると、我が国領海内で発生した汚染は54件（前年34件）、領海外（排他的経済水域又は公海）で発生した汚染は12件（前年4件）となっています。

外国船舶からの油による海洋汚染の原因としては、燃料油取扱中及びビルジ処理作業中の初歩的なミスによるものが多くを占めています。

このため、機会あるごとに外国船舶の乗組員に対し、関係法令の周知・徹底、海洋汚染の未然防止のための具体的な対策を講じるよう指導を行っています。

また、国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、我が国領海に加え、排他的経済水域にある外国船舶による海上環境事犯についても、一定の条件の下に海防法等を適用して取締りを行っています。海上環境事犯を引き起こした外国船舶については、船舶の航行の利益を考慮した早期釈放のための制度、いわゆる「担保金制度」が適用されており、海上保安庁

が平成15年に外国船舶に対し担保金制度を適用した件数は24件(前年22件)となっています(表2参照)。

表1 海上環境事犯法令別内訳

(単位:件)

令名	区分	違反事項	送致件数				
			11年	12年	13年	14年	15年
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律		船舶からの油排出禁止規定違反	144	152	148	135	141
		船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反	6	32	10	2	7
		船舶からの廃棄物排出禁止規定違反	66	35	16	7	29
		廃船等の投棄禁止規定違反	183	135	109	63	97
		その他の規定違反	86	58	53	35	51
		小計	485	412	336	242	325
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物の投棄禁止規定違反等	186	203	167	60	105
		廃棄物の焼却禁止規定違反(注)					60
水質汚濁防止法		排水基準に適合しない排水の排出禁止規定違反等	14	8	6	15	19
港則法		廃物投棄禁止、貨物の脱落防止設備規定違反等	78	66	56	43	54
その他の法令		都道府県漁業調整規則違反等	2	5	8	4	6
合計			765	694	573	364	515

(注)平成14年以前の廃棄物の焼却禁止規定違反は、廃棄物の投棄禁止規定違反等を含む。

表2 外国船舶による海洋汚染発生確認件数の推移

(単位:件)

			平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
海洋汚染の発生確認件数	油による汚染	日本の領海内	40	42	29	34	54
		日本の領海外	16	9	10	4	12
		小計	56	51	39	38	66
	油以外のものによる汚染		2	8	2	3	3
	合計		58	59	41	41	69
	(船舶起因の汚染に占める割合)		(18%)	(21%)	(18%)	(16%)	(24%)
担保金制度適用件数			33	34	25	22	24
旗国通報件数			9	6	3	2	10

#### IV 主な油排出事例

##### 「油量確認ミスによるもの」

平成15年3月1日、和歌山県塩屋漁港に係留中の漁船において、タンクローリーから燃料補給を行うに際し、燃料タンクの残油量を計測してタンクローリーの担当者に燃料給油量を指示したのみで、燃料補給中に燃料タンクの油面計を監視して適切な給油量を指示しなかった結果、左舷後部タンクエア抜き管から燃料が溢れ出し、A重油約50リットルを付近海域に排出させたもの。

##### 「作業監視ミスによるもの」

平成15年4月21日、北海道室蘭港に停泊中の油槽船が、貨物船に潤滑油を移送中、同作業に並行して自船4番タンクから5番タンクへC重油の移送作業を開始したが、その後移送監視を怠った結果、5番タンクハッチからC重油が溢れ出し、C重油約1.3キロリットルを付近海域に排出させたもの。

#### V おわりに

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンとして、

- 国民の海洋環境保全意識を高め、海洋汚染を未然に防止することを目的とした「指導・啓発活動」
- 海洋汚染の現状を把握し、その情報を提供することを目的とした「海洋汚染調査」
- 各法令違反を摘発し、原状回復を図る「監視取締り」

という手法を組み合わせて用い、海洋環境保全対策に取り組んでいます。

海洋汚染の防止のため、その指導対象を一般の人々にまで広げ、啓発用資料を作成・配付する等の活動を積極的に展開しておりますが、海洋環境保全のためには、皆様のご理解とご協力が不可欠であることはいまでもありません。今後とも、海洋環境保全講習会や環境保全推進活動等への参加、油の流出や廃棄物の不法投棄をはじめとする海洋汚染を発見した際は「118番」又は最寄りの海上保安部署への通報をよろしく願います。





ガス検知を実施する機動防除隊



海上保安官による  
環境紙芝居の上演(沖縄)



海岸漂着ゴミ分類調査(横須賀)

## 油濁基金の平成15年度事業の概要

平成15年度事業計画に基づき、原因者不明の漁場油濁事故に対する漁業被害救済事業及び防除・清掃事業、原因者は判明しているが、原因者による防除措置および清掃作業が行われない漁場油濁に対し、防除・清掃を行った漁業者にその費用の支弁を行う特定防除事業並びに漁場油濁の被害防止に関する調査啓発事業等を実施した。

漁業被害救済事業については、1件発生したが、年度内に被害額が確定しなかったため、支払備金を計上した。

防除・清掃事業については、防除費用等の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を4回開催し、慎重審議を行った。審査結果を受け、16件の防除費用の額を認定し、被害漁業者に対して防除費を支弁した。

特定防除事業については、年度末にその対象となりうると思われる事故が1件発生し、支払備金を計上した。

調査啓発事業については、油濁被害の発生を未然に防止又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うことを目的として、「海で働く人のための簡単な流出油防除法」の作成、漁場自衛のための講習会、ビデオの製作及び会報の発行等引き続き油濁被害防止対策事業を実施した。

### 1 漁業被害救済事業

平成15年度（4～3月）の漁場油濁事故のうち、漁業被害救済事業の対象となった油濁被害は、12月に発生した三重県海山町の青のり被害1件で、現在調査中であり、支払備金として2,000万円を計上している。

### 2 防除・清掃事業

平成15年度（1～12月）に防除・清掃事業の対象となった事故は16件で、2,707万円を支弁した。

これは前年度に比べて、件数では8件（2倍）、金額で1,557万円（2.4倍）の増であった。

発生海域は、沖縄県（8件）、鹿児島県（3件）、静岡県（2件）、宮城県、千葉県、三重県（各1件）の海域で発生した。

油の性状は、オイルボールが沖縄県（8件）、鹿児島県（3件）、静岡県（1件）、液状油が宮城県、千葉県、静岡県、三重県（各1件）であった。

発生時期は、1～3月が2件、4～6月が4件、7～9月が4件、10～12月が6件であった。

これらの漁場油濁事故に対し、漁業者等が沿岸漁場の磯根資源等への被害を未然に防止又は軽減するため、吸着マット等による油の回収、海岸での漂着油の清掃、回収及び回収された油等の処理等防除・清掃事業を実施した。

### 3 特定防除事業

平成15年度から新たに開始した、原因者は判明しているが、原因者による防除措置および清掃作業が行われない漁場油濁に対し、防除・清掃作業を行った漁業者にその費用の支弁を行う特定防除事業については、静岡県伊東港で船主が数年前に死亡し、放置されていた漁船が沈没して油が流出した事故が3月に発生したため、支払い備金として1,500万円を計上している。

### 4 調査啓発事業

#### (1) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の未然防止及び軽減のため、これらに関する調査研究及び漁業者等への指導等を引き続き実施した。本年度は、生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業、漁業被害自衛計画策定指針等作成事業及び漁場油濁汚染防止啓発・指導者養成事業を実施した。

これらの事業の実施については、学識経験者で構

成する検討委員会等をそれぞれ設置して事業実施計画、実施結果等、事業全般について広範、かつ、専門的見地から検討を行った。また、事業の一部については専門機関等に委託して実施した。その概要は次のとおりである。

#### ア 生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業

石油分解微生物の分解能力を向上・活性化して漂着油を効率的に除去する技術を開発するため、前年度までに開発した分解促進剤の安全性について検討するとともに、海浜等油漂着現場における使用方法を検討し報告書を作成した。

#### イ 漁業被害自衛計画策定指針等作成事業

漁場油濁被害の防止、軽減を図るためには、漁場を利用している漁業者及び漁業関係者による迅速、かつ、的確な対応が重要であることから、各地域における漁業者の自主的な漁場自衛計画の策定を促進するための指針作りを実施するとともに、漁業被害自衛計画の実践に当たって必要とされる具体的な油回収、処理方法等を解説したマニュアルを作成することとしている。

本年度は、流出油事故時実際に防除作業を行うための実践的な回収、処理方法を解説したマニュアルとして「海で働く人のための簡単な流出油防除法」を作成し配布した。

また、「油汚染漁業影響情報図」を改良し配布した。

#### ウ 漁場油濁防止啓発・指導者養成事業

漁場油濁事故の被害未然防止や被害を最小限に食い止めるためには、地域の漁業者が事故現場で速や

かに対処することが極めて重要であることから、油汚染防除に対処する現場の指導者を養成することを目的として、油流出事故等に対処するため必要な基本的知識及び対応策について、現場における実技指導等を含め、愛知県常滑市、北海道網走市、岩手県久慈市及び東京都の4箇所で講習会を開催し、漁業関係者等259名の参加があった。

また、講習会やマニュアルで紹介した流出油の知識や防除法を広く一般に周知するためビデオ「油の種類と防除資機材」及び「簡単で効果的な油防除・回収の方法」を製作した。

## (2) その他

#### ア 救済金等配分状況の検査

防除・清掃事業等の円滑・適正な推進に資するため、前年度に支払われた防除費の交付金が申請者である漁協において被害漁業者に迅速かつ適切に配分されたかについて、当基金職員及び当基金の委嘱した漁連等職員が検査・指導を行った。

#### イ 啓発普及活動等

(ア) (財)千葉県漁業振興基金が作成する漁場油濁事故防止対策に関するポスターに対し、引き続き後援した。

(イ) 定期刊行物「油濁基金だより」を2回発行し、関係機関、漁協等に配布し、当基金の活動状況の周知、油濁事故の防止及び漁場環境保全意識啓発に努めた。

特に、2004年1月に発行した第75号では、事故発生時の対策や事前準備に資するため海上防災事業者・防除資機材一覧を特集した。

## 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

### 平成 15 年度第 3 回中央審査会

平成 15 年 12 月 3 日、平成 15 年度第 3 回中央審査会が開催され、沖縄県石垣島地区他 4 件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は防除清掃のみのもので、審議の結果別表 1 のとおり了承された。

### 平成 15 年度第 4 回中央審査会

平成 16 年 3 月 15 日、平成 15 年度第 4 回中央審査会が開催され、宮城県女川町地区他 4 件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程案件のうち、三重県海山町地区の漁業被害については、養殖青のりの被害で漁期末を待って被害算定を行うこととなり、5 件の防除・清掃事業の額について審議の結果別表 2 のとおり了承された。

### 平成 16 年度第 1 回中央審査会

平成 16 年 5 月 17 日、平成 16 年度第 1 回中央審査会が開催され、島根県島根半島地区の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回上程案件は防除清掃 1 件で、審議の結果別表 3 のとおり了承された。

その他として、平成 16 年度の労務費及び漁船用船費の額について検討を行い、理事会の承認を経て別掲の通り決定された。

### 平成 16 年度第 2 回中央審査会

平成 16 年 7 月 8 日、平成 16 年度第 2 回中央審査会が開催され、三重県海山町地区の漁場油濁被害額の審査が行われた。この案件は、養殖青のりの漁期終了を待って被害額の算定を行い、平成 16 年 6 月 29 日開催の三重県漁場油濁被害等認定審査会の報告を基に審議した結果、別表 4 のとおり了承された。

#### 別表 1

#### 平成 15 年度第 3 回中央審査会

(単位：円)

	県名・地区名	発生場所	発生日月日	被害状況	漁業被害	防除清掃
1	沖縄県 石垣島地区 (八重山漁協)	石垣島東海岸 一帯	15. 6. 24	直径 5 ～ 10cm の軟らかいオイルボールが海岸一帯に漂着、モズク養殖や刺し網漁業に被害のおそれがあり清掃した。	—	1,521,867
2	沖縄県 多良間島地区 (多良間村漁協)	多良間島南部 海岸一帯	15. 7. 8	直径 3 ～ 5cm の軟らかいオイルボールが海岸に漂着、近傍の採貝・採藻漁業に被害のおそれがあり、また、漁船の揚げ降ろしに支障があり清掃した。	—	1,212,262
3	沖縄県 与那国島地区 (与那国町漁協)	与那国島地先 海岸一帯	15. 7. 23	海岸に軟らかいオイルボールが大量に漂着、車エビ養殖に被害のおそれがあり、また、漁船の揚げ降ろしに支障があり清掃した。	—	1,591,521
4	沖縄県 池間島地区 (池間漁協)	池間島地先 海岸一帯	15. 8. 2	軟らかいオイルボールが海岸に漂着、採貝・採藻漁業に被害のおそれがあり清掃した。	—	1,423,743
5	千葉県 館山白浜地区 (西岬、相浜、 米良、白浜漁協)	館山市西川名から 白浜町乙浜海岸 まで一帯	15. 10. 13	軟らかい飛沫状の油が砂浜や岩場や漁港内に漂着、定置網、刺し網、磯根資源に被害のおそれがあり清掃した。	—	5,359,234
合 計					0	11,108,627

別表2  
平成15年度 第4回中央審査会

(単位：円)

	県名・地区名	発生場所	発生年月日	被害状況	漁業被害	防除清掃
1	宮城県 女川町地区	女川港内	15. 10. 18	A重油が港内に漂流、ホタテ養殖に被害のおそれがあり、また係留中の漁船を汚染するおそれがあり清掃した。		317,280
2	鹿児島県 与論島地区	与論島東海岸 一帯	15. 11. 22	直径2～8cmの軟らかいオイルボールが漂着、モズク養殖や採藻漁業に被害のおそれがあり清掃した。	—	162,180
3	鹿児島県 沖永良部島地区	沖永良部島 北部海岸一帯	15. 12. 1	直径1～7cmの軟らかいオイルボールが海岸にゴミとともに漂着、サザエ、ウニやアオサ等の採貝・採藻漁業に被害のおそれがあり清掃した。	—	254,029
4	沖縄県 本部町地区	本部町備瀬～ 新里～具志堅海 岸	15. 12. 1	軟らかいオイルボールが海岸に漂着、モズク、ヒトエグサに被害のおそれがあり、また、漁船の揚げ降ろしに支障があり清掃した。	—	938,770
5	三重県 海山町地区	海山町引本湾内	15. 12. 12	A重油と思われる油が湾内に流入し、養殖中の青のり漁場を汚染した。	(調査中)	2,349,800
合 計					0	4,022,059

別表3  
平成16年度 第1回中央審査会

(単位：円)

	県名・地区名	発生場所	発生年月日	被害状況	漁業被害	防除清掃
1	島根県 島根半島地区 (島根町、松江 市漁協)	野波・小波地先 海岸 松江市魚瀬町地 先海岸	16. 2. 16	直径5cm大の黒色の軟らかいオイルボールが油の付着した海藻や漁網に付着して、海岸10～20m、距離約1.4kmにわたって漂着し、再流出して近傍の岩のり漁場やワカメ養殖漁場に被害のおそれがあり清掃した。	—	348,844
合 計					0	348,844

別表4  
平成16年度 第2回中央審査会

(単位：円)

	県名・地区名	発生場所	発生年月日	被害状況	漁業被害	防除清掃
1	三重県 海山町地区 (海山漁協)	海山町引本湾内	15. 12. 12	A重油と思われる油が湾内に流入し、養殖中の青のり漁場を汚染した。	10,898,000	(2,349,800)
合 計					10,898,000	(2,349,800)

# 平成15年度 原因者不明漁場油濁被害発生状況一覽

(単位：円)

	県名・地区名	発生場所	発生年月日	被害状況	漁業被害	防除清掃
1	沖縄県 本島西海岸 及び離島地区	沖縄本島西海岸 及び離島地先海 岸一帯	15.1.24～ 2.4	黒色の軟らかいオイルボールが広範囲に大量に漂着、採貝・採藻漁業や各種沿岸漁業に被害のおそれがあり清掃した。	—	5,168,843
2	沖縄県 池間島地区	池間島地先海岸 一円	15. 2. 19	直径5～10cmの軟らかいオイルボールが油の付いた藻等とともに海岸に漂着、採貝漁業やモズク、ヒトエグサの採藻漁業に被害のおそれがあり清掃した。	—	1,476,874
3	静岡県 下田市地区	下田市白浜大浜 海岸一帯	15. 5. 30	直径3～50cmの軟らかいオイルボールが海岸に漂着、近傍のテングサ、岩のり等の磯根資源に被害のおそれがあり清掃した。	—	226,395
4	沖縄県 与那国島地区	与那国島地先海 岸一帯	15. 6. 10	海岸に軟らかいオイルボールが大量に漂着、車エビ養殖に被害のおそれがあり、また、漁船の揚げ降ろしに支障があり清掃した。	—	4,018,166
5	沖縄県 石垣島地区	石垣島東海岸 一帯	15. 6. 24	直径5～10cmの軟らかいオイルボールが海岸一帯に漂着、モズク養殖や刺し網漁業に被害のおそれがあり清掃した。	—	1,521,867
6	鹿児島県 種子島地区	南種子町西海岸 一帯	15. 6. 26	直径3～10cmの軟らかいオイルボールが海岸に漂着、近傍のトコブシ、伊勢エビ等に被害のおそれがあり、また、漁船の揚げ降ろしに支障があり清掃した。	—	679,740
7	静岡県 南伊豆地区	賀茂郡南伊豆町 沖合	15. 7. 5	海上に長さ4km、巾1～50mの浮流油を発見、漂着すると蓄養施設や磯根資源に被害のおそれがあり防除した。	—	366,206
8	沖縄県 多良間島地区	多良間島南部海 岸一帯	15. 7. 8	直径3～5cmの軟らかいオイルボールが海岸に漂着、近傍の採貝・採藻漁業に被害のおそれがあり、また、漁船の揚げ降ろしに支障があり清掃した。	—	1,212,262
9	沖縄県 与那国島地区	与那国島地先 海岸一帯	15. 7. 23	海岸に軟らかいオイルボールが大量に漂着、車エビ養殖に被害のおそれがあり、また、漁船の揚げ降ろしに支障があり清掃した。	—	1,591,521
10	沖縄県 池間島地区	池間島地先 海岸一帯	15. 8. 2	軟らかいオイルボールが海岸に漂着、採貝・採藻漁業に被害のおそれがあり清掃した。	—	1,423,743
11	千葉県 館山白浜地区	館山市西川名か ら白浜町乙浜海 岸まで一帯	15. 10. 13	軟らかい飛沫状の油が砂浜や岩場や漁港内に漂着、定置網、刺し網、磯根資源に被害のおそれがあり清掃した。	—	5,359,234
12	宮城県 女川町地区	女川港内	15. 10. 18	A重油が港内に漂流、ホタテ養殖に被害のおそれがあり、また係留中の漁船を汚染するおそれがあり清掃した。	—	317,280
13	鹿児島県 与論島地区	与論島東海岸 一帯	15. 11. 22	直径2～8cmの軟らかいオイルボールが漂着、モズク養殖や採藻漁業に被害のおそれがあり清掃した。	—	162,180
14	鹿児島県 沖永良部島地区	沖永良部島 北部海岸一帯	15. 12. 1	直径1～7cmの軟らかいオイルボールが海岸にゴミとともに漂着、サザエ、ウニやアオサ等の採貝・採藻漁業に被害のおそれがあり清掃した。	—	254,029
15	沖縄県 本部町地区	本部町備瀬～新 里～具志堅海岸	15. 12. 1	軟らかいオイルボールが海岸に漂着、モズク、ヒトエグサに被害のおそれがあり、また、漁船の揚げ降ろしに支障があり清掃した。	—	938,770
16	三重県 海山町地区	海山町引本湾内	15. 12. 12	A重油と思われる油が湾内に流入し、養殖中の青のり漁場を汚染した。	10,898,000	2,349,800
合 計					10,898,000	27,066,910

## 労務費及び漁船用船費について

漁業被害及び防除・清掃作業に従事した場合の費用の支弁の額について、農林水産省統計情報部「漁業経営調査報告」及び厚生労働省編「賃上げの実態」等の資料に基づき算定した結果、労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、平成16年4月1日より次のとおり実施することにしました。

### 1. 労務費（1時間当り）

	平成16年度	平成15年度
労務費	1,170円	1,240円

ただし、著しく危険若しくは汚染を伴う作業、又は高度の技能若しくは肉体労働を要すると認められる作業に係わる労務費については、最高1時間当り110円迄の金額をこれに付加し得るものとする。

### 2. 漁船用船費（1日当り）

	平成16年度	平成15年度
1t未満船	20,400円	20,400円
1t～3t	25,200円	25,200円
3t～5t	42,200円	42,200円
5t以上船	58,200円	58,200円

（4時間以下は半額）

## 官庁等人事異動

■ 所 属	■ 発令年月日	■ 職 名	■ 新任者	■ 前任者
水産庁	H16. 4. 1	増殖推進部 漁場資源課課長補佐	宮澤 憲治	安藤 孝司

## なるほど油防除資機材!!

### ～ その1 簡易スライディングジョイント ～



これが  
簡易スライディングジョイント!!

写真1 簡易スライディングジョイントを岸壁に取り付けているところ

先日、千葉市中央区寒川町の港で「簡易スライディングジョイント」を見せてもらいました。

沖から流れてくる油が港内の岸壁や護岸等に漂着しないよう、又、万一、運河等にある給油施設等から油が流出した場合、下流に広がらないよう岸壁等に設置してオイルフェンスや油回収ネットで港の入口や運河等を封鎖するために考えられたのがスライディングジョイントです（図1）。スライディングジョイントの仕組みと使用方法についてご紹介します。

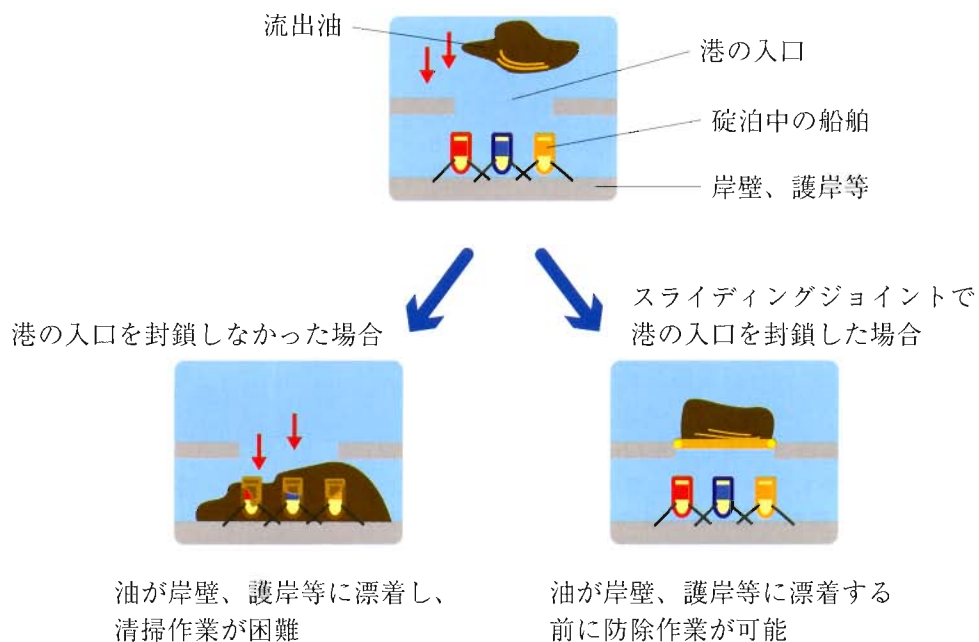


図1 港入口を上から見た図



スライディングジョイントは1組2個で構成され、それぞれを岸壁の両岸に設置します。

常設の必要がないのが「簡易スライディングジョイント」です。油流出事故が起きた時に封鎖したい港等の入口に取り付ければ良いのです。図2は簡易スライディングジョイントの岸壁への取付方法です。ジャッキで締め付けて固定し、フロートを差し込みます。兩岸にスライディングジョイントを設置した後、ボートなどでオイルフェンスを渡し、それぞれのスライディングジョイントに装着して港等の入口を封鎖します。封鎖することで流出油の流入を防止できます。

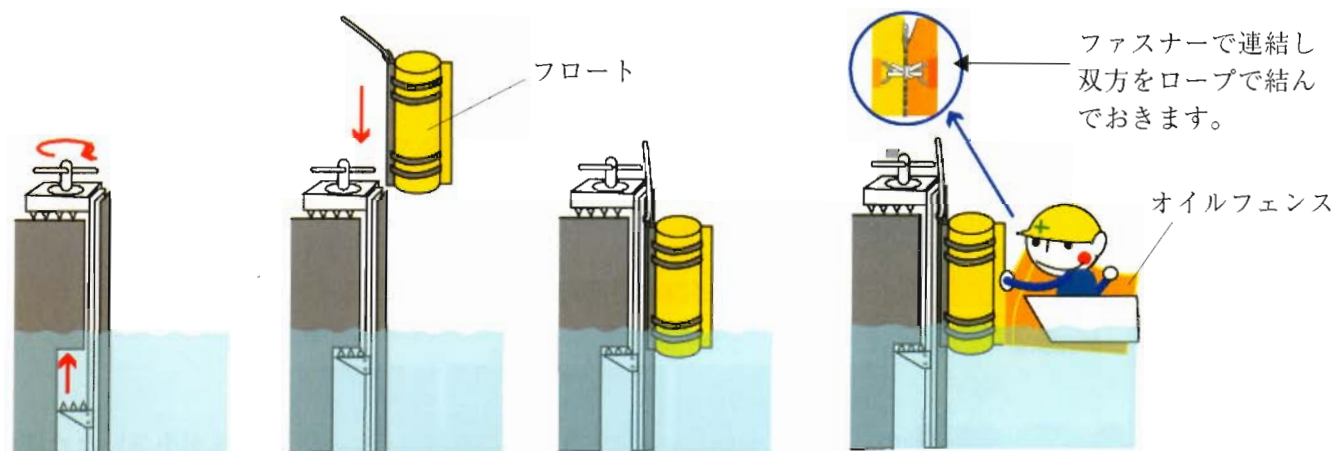


図2 簡易スライディングジョイントの岸壁への取付方法

フロートが潮の干満や波に追従し、レール（H型鋼を使用）に沿って上下に滑る仕組みになっているため、これに合わせて移動するオイルフェンスが水面に浮かぶ油の流入をシャットアウトします。

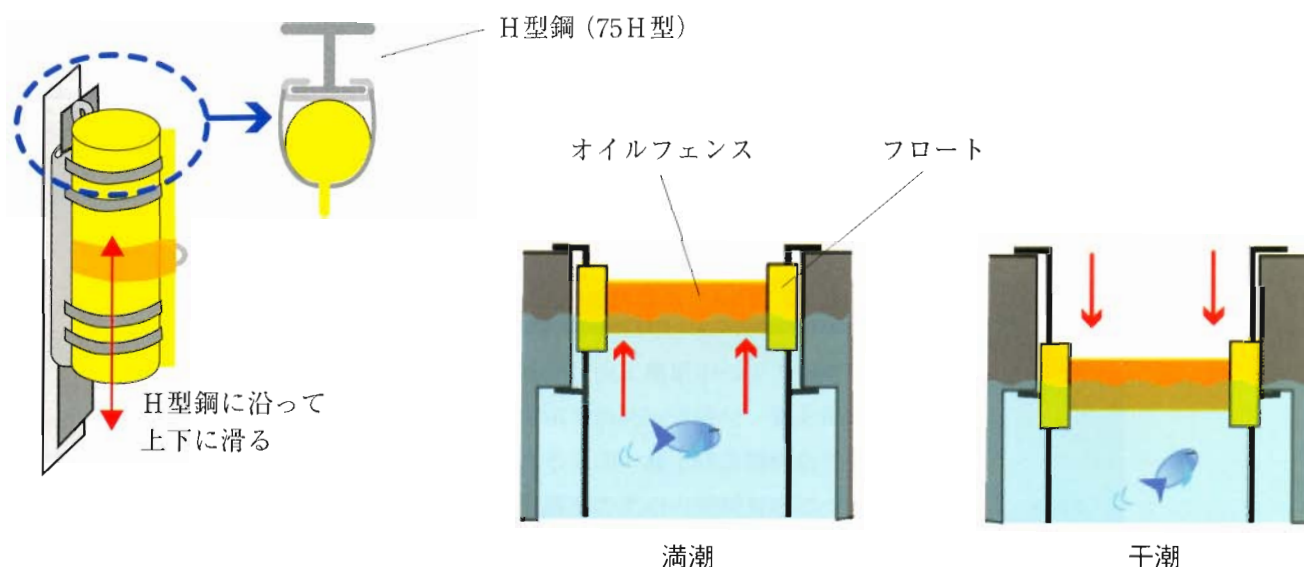


図3 レール上を滑るフロートと波に追従するスライディングジョイントの仕組み

オイルフェンスの代わりに軽い油吸着材や油回収ネットを使用する場合には、写真2のようなフロートを使い、フロートと油吸着材等のそれぞれのロープを縛り、結合します。



写真2 スライディングジョイント使用時の油吸着材用フロート

油回収ネットや長尺型マット等の油吸着材はオイルフェンスに比べて取り付け部に与える抵抗が小さいため壊れにくく、安全です。ただし、油吸着材に油が十分に吸着したら新しい油吸着材に変える必要があります。いずれの場合も形状維持や扱いやすさを考慮すると対岸までの幅が5～30 m位の場合に効果的です。

以上が簡易スライディングジョイントの簡単なお紹介です。

この簡易スライディングジョイントは、海上防災アドバイザーで当基金の講習会講師も務めていらっしゃる坂本由之氏の考案です。私も初めて簡易スライディングジョイントを見て、身近にある機材を使ってこのような油防除資機材を作ることができるのだと驚きました。部品のひとつひとつは工場やホームセンターで入手可能な物であるにもかかわらず、強度もあり、扱いやすいように作られています。こういった実務経験者の方々の考案による効果的で簡易な油防除資機材の普及活動に勤めるのも我々、油濁基金の重要な任務のひとつであると強く感じています。



# 油防除ビデオ・マニュアルのご紹介

海で働く皆様へ

海上での油流出事故の防止に簡単な油回収・防除法をご紹介します。

漁場油濁被害救済基金は原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済及び防除・清掃費の支弁を行う財団法人です。この度、漁場油濁の防止等に関する知識の啓発普及の一環として海で働く全ての人を対象に、誰にでも簡単にできる油防除方法を解説するビデオとマニュアルを制作しました。

## 油の種類と防除資機材（ビデオ/DVD 約17分）

油の種類や海上での変化、油吸着マットや油処理剤等の油防除資機材の種類と使用法、回収した油の保管、作業の安全確保等、知っておきたい基礎知識をご紹介します。



## 簡単に効果的な油防除・回収の方法（ビデオ/DVD 約14分）

オイルフェンスに比べ軽便で廉価な油吸着マットや油回収ネット等の油防除資機材を使った、少人数でできる様々な油防除・回収方法をご紹介します。



## 海で働く人のための簡単な流出油防除法（A4版 65頁）

油濁事故発生時の様々な状況に簡単かつ少人数で対応できる油防除・回収方法や油防除資機材一覧を掲載しています。また、頼れる全国の海上防災関係会社等の情報や油濁事故の賠償請求のための初期対応についてもご紹介します。



ご要望に関しましては ビデオ2本組/DVD 各5,000円、マニュアル1冊1,000円を実費（送料込み）として頂いてお付けしております。なお、一括大量購入の場合はご相談に応じます。ビデオとマニュアルの併用が効果的です。

— 連絡先 —

財団法人 漁場油濁被害救済基金 担当・加藤  
 TEL 03-3254-7033 FAX 03-3254-3978  
 e-mail : yudak@mx1.mesh.ne.jp

# 事務所移転のご案内

平素は、当基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、当基金は、事務所を下記に移転し、7月20日(火)より新事務所で業務を開始しましたので、ご案内申し上げます。

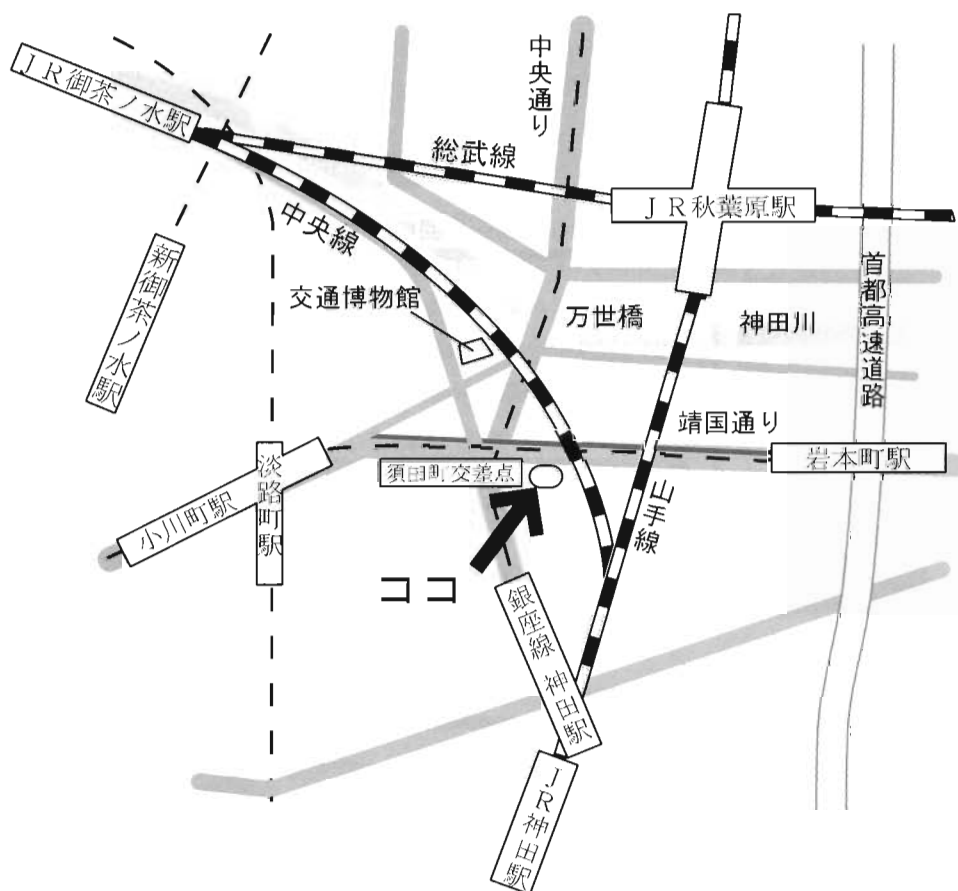
## 1. 移転先

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-18 共同ビル6階

TEL 03-3254-7033 (変更なし)

FAX 03-3254-3978 (変更なし)

## 2. 案内図(略図)と最寄り駅



### 最寄り駅 (何れも徒歩5分以内)

JR神田駅 北口

△地下鉄銀座線 神田駅6番出口

△地下鉄丸ノ内線 淡路町駅A1出口

JR秋葉原駅 電気街口

△都営新宿線 小川町駅A1出口

△都営新宿線 岩本町駅A1出口

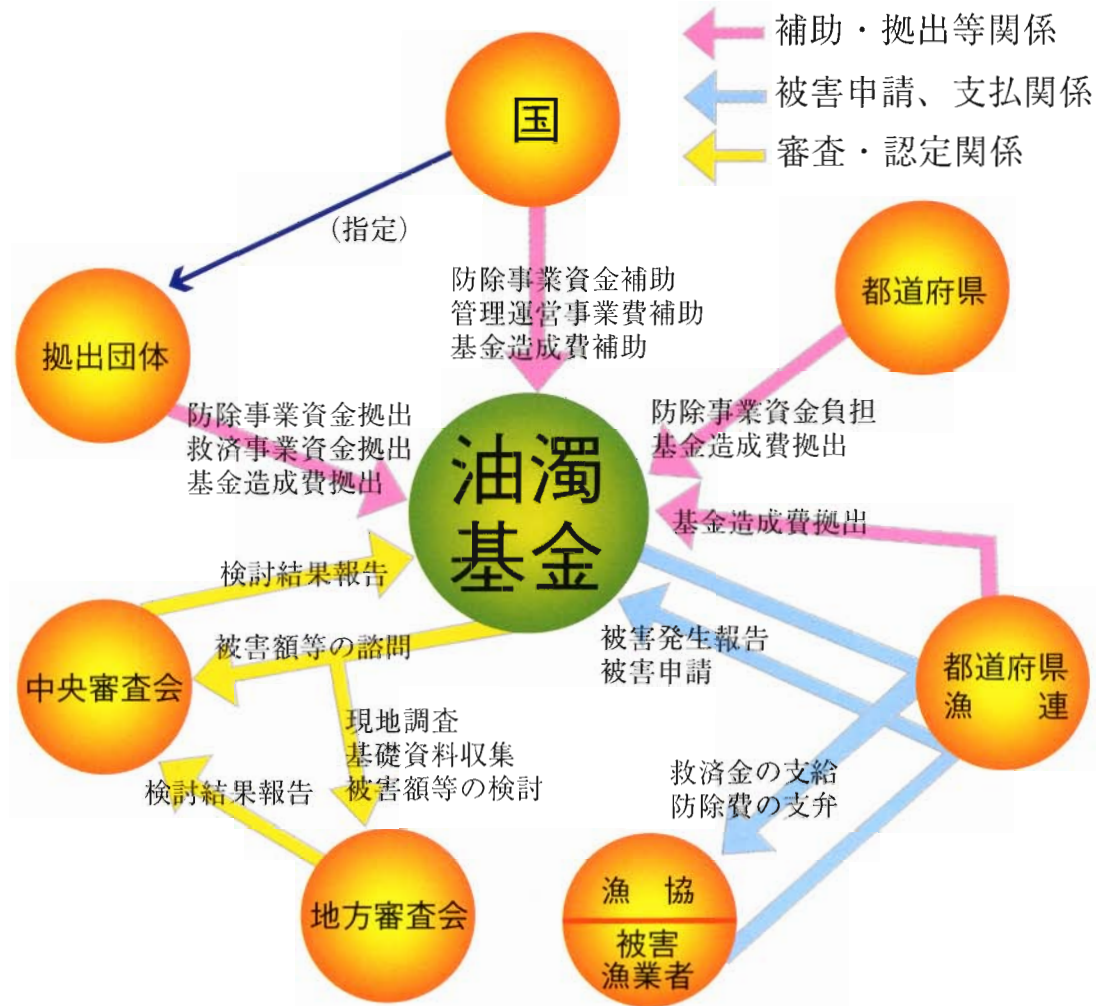


平成 16 年 8 月 6 日 高知県土佐市宇佐漁業協同組合において油汚染防除指導者養成講習会を実施しました。猛暑にもかかわらず県市町村職員、漁連・漁協関係者および建設関係業者の方等 50 名が熱心に受講されました。

## 編集後記

- ◎ 油濁基金だより 76 号をお届けいたします。今号も漁業関係者の方の他に海上保安部、保安署、沿岸の消防関係、防災事業関係者および建築関係等の海で働く方々に配布させて頂いております。
- ◎ 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律が平成 16 年 4 月 21 日に公布され、来年 3 月 1 日から施行されることに伴い、国土交通省の担当者の方に本内容についてご執筆頂きました。
- ◎ 「伊豆大島における自動車運搬船座礁事故に係わる報告書」は今年 3 月の中央講習会における大島漁業協同組合参事 山口健氏の御講演が大変ご好評を頂きましたため同氏にご執筆願ったものです。現場に即したお話の貴重さをしみじみと感じます。
- ◎ 油濁基金は 7 月 17 日に事務所を移転しました。暑い中の引っ越し作業は心身ともに応えましたが、気持ちも新たに油濁事故の未然防止と油濁事故に遭われた漁業者の方々のフォローアップに誠心誠意努めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

# 漁場油濁被害救済制度のしくみ



## 拠出団体

農林水産省関係  
 経済産業省関係

(社)大日本水産会  
 石油連盟  
 (社)経済団体連合会  
 (社)日本貿易会  
 日本肥料アンモニア協会  
 (社)日本ガス協会  
 (社)日本船主協会  
 日本財団

電気事業連合会  
 (社)日本電機工業会  
 (社)日本産業機械工業会  
 日本化学繊維協会

(社)日本鉄鋼連盟  
 (社)日本自動車工業会  
 石油化学工業協会  
 (社)セメント協会

国土交通省関係

日本内航海運組合総連合会

(社)日本旅客船協会

発行日 2004年9月  
 発行所 財団法人 漁場油濁被害救済基金  
 住所 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-18  
 共同ビル6階  
 電話 03-3254-7033  
 ファックス 03-3254-3978<sup>Ⓔ</sup>  
<http://www.jf-net.ne.jp/yudaku/>  
 E-mail: yudak@mx.mesh.ne.jp